

1. 件名

三菱原子燃料株式会社の加工の事業に係る保安規定の変更認可申請に関する面談（2）

2. 日時

令和2年10月1日（木） 15時15分～16時15分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

永井主任安全審査官、有田専門職、武田専門職、田邊専門職、上原  
技術参与

三菱原子燃料株式会社

富永取締役執行役員、他5名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む  
場合があります。

6. 配布資料

資料1：保安規定の変更について

補足資料①：保安規定の審査基準と保安規定変更内容の整理表

補足資料②：品質管理基準規則及び解釈の事業許可・保安規定への反映  
一覧

補足説明③：加工事業変更許可を踏まえた保安規定の変更について

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい。規制庁アリタですそれではただいまより、三菱原子燃料の保安規定変更認可申請を面談を始めたいと思います。
0:00:10	本日の面談では電話に5月4日に申請がございました三菱原子燃料の保安規定変更認可申請主義の面談で、
0:00:22	来週火曜日に審査会を実施することを踏まえまして審査会合の配布後の資料の事実確認を行います。
0:00:42	まず前回の審査を前回の面談において、一部検討するということで回答保留していただいた内容も当然区域の設定の考え方について聞いていたと思うんですけども、それぞれの考え方について現状何かまとまっていることで結構ですので、
0:01:01	御説明いただけますでしょうか。
0:01:06	ここ。
0:01:07	これ、
0:01:08	了解しました。
0:01:10	それではですね保全区域の考え方ということで口頭ではございますけれども、月目のほうさせていただきます。
0:01:22	現在のですね保全区域の考え方でございますけれども、保全区域はですね加工施設の保全のために、特に管理を必要とする場所であって、管理区域外のものをいうということですので、
0:01:39	管理区域外にある安全機能を有する施設のうち、当該機能ですね統治した場合に、管理区域内にある安全機能を有する施設に安全上の影響を与える施設設備を抽出しまして、
0:01:58	絞り込んだ結果、同時にですね多数の安全機能を失うものとして、非常用発電規模を選定しているという状況でございます。
0:02:10	その他としまして、
0:02:13	20がされた施設等除いて、中実して検討つたまま代表的なものとして、無停電電源装置が挙げられますが、これに関しましては、創出してもですね非常用発電機から
0:02:31	長くても10数秒程度で電源が供給されること。
0:02:36	また監視設備への電源供給であって、直接的に影響を与えるものではないということから、現状は対象から外してございます。
0:02:48	それからですね管理区域外に一部存在します。配布につきましても検討しましたが、この部分がですね、機能喪失したとしても、他に複数ある排気ファンがですね、同時に機能喪失するということとはございませんで、

0:03:06	建物の負圧は維持される閉じ込めは担保できることからこちらについても除外をしておりました。
0:03:15	これら検討の結果ですね非常用発電機を全停しているという結果になっております。
0:03:25	はい。
0:03:26	以上でございますし、
0:03:30	規制庁アリタです。コマタの口頭での説明なんでちょっと囲ま話の整理のため確認しますけど、滞留としては管理区域外にある安全機能を有する施設で、その機能が失われると。
0:03:45	安全管理区域内の安全機能に影響が出てしまうと。
0:03:50	具体的なものとして今回は非常用発電機を設置している発電機室が該当します。
0:03:58	いえ。
0:03:59	これ以外に該当しないのかという意味でいくとたった遠いば予定で電源装置は、なくなっても、非常用発電機ができます。
0:04:09	あとそのがっているのが販支出で亡くなったという、直ちに安全ですよ今日塗るタイプと、
0:04:16	経営管理、あと管理区域はねのきφAIについては
0:04:21	僕はあるので移行なくなっても尾鷲維持できるのでということで、
0:04:27	そういった整理で考えてございます。
0:04:30	いうことでよろしいですか。
0:04:34	ここ。
0:04:36	はいその通りです。
0:04:38	。
0:04:46	どうぞ。
0:04:50	はい。
0:04:52	周知をアリタです。
0:04:54	の保全上の考え方については今聞いた内容と原子力規制庁ナガイです。これはもうコメントではないんですけど事実確認なんで、今説明していただいたような内容は、
0:05:09	審査会合の資料今ドラフトでいただいている中のどっかに書いてあるんですかって、
0:05:19	MNFコマタです、現状もですね審査会合資料のほうにはですね今のような件に関してはちょっと触れてないという状況です。
0:05:32	典プールのファイルにこちらの方にも結果しか書いてないとね。

0:05:39	特に書いてないのか、これは本店の国会変更認可申請している状況はそうするとGだけだということですよ。
0:05:48	で、
0:05:50	ということでしょうかね。
0:05:57	はい。
0:05:59	MNFコマタ別の通りです。
0:06:04	ね。
0:06:05	これはもし審査会合でもうお伝えするんですけども、先行他社とそれから実用炉の実例について、アリタの方からちょっとお伝えしますので、
0:06:20	ねえ。これは
0:06:23	よく踏まえて
0:06:26	どうするかってのは、最終的には審査会合でお伝えしますが、資料のほうで皆さんの考え方は説明だけやっていますしあれば質問していただければいいと思いますけど。
0:06:39	ちょっと伝えますね。
0:06:41	ちょっと聞いてください。はい。規制庁アリタです。補填区域の考え方で先行する他事業者の高経年なりますけどその考え方については次のように整理されております。
0:06:56	まず対象として、／安全機能を有する施設。
0:07:01	管理区域内や管理区域内にあるような感じいっぱいからサポートする設備。
0:07:08	設置することについてのわかりますで答えとしては非常用発電機室、こちらはがらみ水産後この発電炉得意分野なのかもしれないけど発電は中央制御室でしょうか。
0:07:23	あとはもう、海水ポンプ室、こういったものが差っ引いて管理区域外殻を管理区域内である設備をサポートでこれらがなくなると。
0:07:33	安全機能に影響が出てこういったものが保全区域を対象として洗い出されております。
0:07:42	はい。ちょっと続けます原子力規制庁ナガイでずっと続けますけれども、加工施設の場合は実用炉とはまた施設の構造が違いますので、必ずしも同じものありませんけれども、
0:07:58	時だけの建屋レンジが置いてある建屋だけでいいかということにはならないと思いますので、
0:08:10	想定はですね、どんどん審査会合でも確認していく。
0:08:14	論点になると思いますので、よく検討しておいてください。
0:08:21	今日きょうの段階ではないんですけども、

0:08:26	で、資料のほうに反映できるような話する時摩耗外周ですから、の方針だけは確認するような形で、
0:08:37	審査会合では進めているようになっておりますけれども、
0:08:43	そういう形で、
0:08:49	MNFコマタ熱、
0:08:52	拝聴いたしました。
0:08:54	このペーパー会合資料のほうでね。
0:09:02	ちょっと時間があればなお本引いてですね、事前にお送りできるようであれば送りたいと思います。原子力規制庁ナガイですから、これは今の段階で我々のコメントに沿って直せということではなくて皆さんは皆さんの
0:09:18	考え方で整理して説明、今日いただいた内容でもいいと思いますけれども、先行他社とか他の実用炉、それから地震モーメントを持っているのを、
0:09:30	事例も踏まえて、今後検討していただくということはないと思いますので、そういう議論を
0:09:40	MNFコマタです。
0:09:43	了解しました。ありがとうございます。
0:09:48	はい、規制庁ある程度そういうや保全区域の件について目標、これまでということ、次の話だと思います。
0:09:56	今回は新たな資料として
0:10:02	保安規定の段階的申請について、
0:10:05	説明ということで、
0:10:09	評価P4Pどこの条文ごとどこに反映してるかと管理してるのかしないとこれとなっております、本資料っていうのは前回保安規定の変更認可仕入れについてと思うんだと思うんですけど。
0:10:25	前回認可申請から全部の地域形状から、どこが変わっているのかについて教えていただけますでしょうか。
0:10:35	はい。
0:10:36	はい。
0:10:37	MNFコマタ熱エリアでちょっと変更点について御説明させていただきました。
0:10:50	追加しました。ページもですね2ページに追加してございますけれども、最後の12ページのところをご覧いただければと思います。こちらでも一応資料のほうを共有したいと思います。
0:11:26	はい。
0:11:29	。
0:11:32	12ページになりますけれどもこちらがですね、次回の保安規定の

0:11:42	保安規定ですね反映する主な事項ということで、一覧でまとめてございますけれども、
0:11:50	変更している点はですね、一番右の欄ですね申請予定時期というのがございますけれども、
0:12:02	どちらの中でですね項目のところ左側ですね、火災等による損傷防止のところ、右が反映事項で可燃物の持込管理及び保管管理というのがありますけれども、それが一つと。
0:12:20	もう1点ですね、その下の外部からの衝撃による損傷の防止というのがありますが、
0:12:26	こちらの竜巻対策ということで、各燃料物質を手作業で取り扱う作業の停止、内搬送作業の停止UL縮小制約で取り扱う工程の提出を
0:12:42	抗生剤や車両の移動敷地に隣接する事業者における車両の行というのがありますけれども、こちらの方はですね申請予定時期を段階の申請できれ昨年の初めごろだったと思いますけれども、
0:13:02	当時はですね2019年の9月に申請予定と
0:13:06	ということで
0:13:09	説明してたかと思えますけれども他の項目につきましては今回、すべて2021年8月ごろになってますけれども、今言った二つ以外はですね2020年の3月申請予定と
0:13:25	続いておりましたけれども、
0:13:28	次回申請する理由に記載してます通り決工認の工事完了後等をいうことにしております、今回ですね次回の申請軸を
0:13:43	2021年の8月頃ということで一気にですね、新設するという予定に変更してございます。
0:13:54	はい。
0:13:58	規制庁アリタです、今の説明、まだねまずいくつか項目があって、
0:14:10	そん中で、従来は19年に申請する予定だと20年に申請するだったのがあったんですとか、設工認の方の遅延とりますとそれの影響で全部20年8月申請予定時期をこちらは、
0:14:27	そこが変わっただけ。
0:14:29	いう状況ですか。
0:14:36	MNFコマタです、
0:14:39	その通りでございます。
0:14:44	規制庁歩いたわけです今のお話だと、もともとなんか19年度、20年2回に分けるとほぼ21年に何回でもまとめるって話に

0:14:56	なってるんですけど、そうするとつまりこれ従来から申請の分割申請と性格が違うんでしょうけども、分割する。
0:15:07	切れ目といいますと、それがちょっと一件は変わっているということで、
0:15:17	MNFのMNFオオムタれる。今のコマタが説明しましたですね、NPD可燃物の持込管理 2 及び保管管理につきましては、前回御説明したときはですね可燃物の削減と、それから保管棚等の計画管理措置、
0:15:37	規定するというので、2019 年 9 月ごろを予定しておったんですけども、可燃物のもちろん管理、それから保管管理につきましてはですね今建家の工事を行ってますので、火災分布域とございますので、こちらについてはですね。
0:15:53	やはり建家の設工認が終わってからということなので 2021 年 8 月に変更させていただきたいというふうに思っております。
0:16:03	それからもう 1 点ですね、外部からの衝撃による損傷の防止のところ、一番の竜巻対策のですね、核燃料物質を手作業で取り扱う作業のページとそれから内搬送作業のページ、それからユー・エス・エス塑性圧で取り扱う工程の停止等についてはですね。
0:16:23	従来は竜巻予測のソフトの作成後に規定するというふうにしてございました。2019 年 9 月ごろを予定しておったんですけども、こちらですね調達なきタイプなので竜巻に対応すると建屋の
0:16:40	屋根や会議場の状況がわからないと効率的な竜巻対策にはならないということもあってですね、こちら 2021 年の 8 月号ですね、すべての鉄鋼に変わったときにですね、ほかの保安の添ソフト案件と合わせてですね、同時に、
0:16:59	御説明させていただきたいということで計画を変更してございます。
0:17:04	以上です。
0:17:06	当然規制庁アリタですけども、今の話をして 19 年 5 月に
0:17:11	申請予定だともものが 2 回、
0:17:16	まずサイト外で竜巻の恐れがありますので、20 年 8 月に申請予定だったっていうのがあったと思うんですけど。
0:17:27	これ 19 年 5 月、20 年 8 月に 2 回に分けてやるつもりだったと思う 21 年 8 月に 1 本に纏めてやるという。
0:17:37	そういうことでいいんですか。
0:17:44	2019 年 9 月以外のものはすべて 2020 年 3 月であったんですけども、そのですね設工認の工事が全体的に遅れてるのがございまして、そちらの意見 20 年 3 月頃はですね、2021 年 8 月ごろに収益で変更させていただきたいというふうに考えております。
0:18:03	以上です。
0:18:11	はい、球場新たに住んで前回からの変更点はそれでいたしました。

0:18:18	次なんです、今回もらった補足説明資料三番ということで乾固事業部ごととか、すでに規定類のやつとか、平成 21 年の 8 月に申請予定のものがいろいろ反映状況をご説明されてるんですが、
0:18:36	そんなことで、今回申請してきたモデル条例に当たるんでしょうか。
0:18:45	MNFのコマタです。
0:18:50	兵隊 5 試料のほうで御説明した通りですね、今回の申請内容というのがですね。
0:18:58	設工認に関わる新規性基準対応に関わる場所では主にですね、施設Bの撤去の反映ということで、設備名称の
0:19:11	今日きょうですとか台数の変更とかの反映でございまして、抽出したですね、ソフト案件の対応というところでは、今回は反映ないということで、
0:19:27	この資料でお示しました通り、11 ページのところは前回でどんなページが次回ということになってまして、ちょっと今回はなくてわかりづらいんですが、今回は対応の項目がないということになってございます。
0:19:46	すいません規制庁アリタです。
0:19:49	その横の補足説明資料三番に今回の申請のやつをちょっと出てこないっていう
0:19:55	そういうわけで、よろしいですね。
0:19:59	これ、
0:20:00	MNFコマタ熱はいその通りです。
0:20:05	いや、
0:20:09	もちろん、
0:20:14	普通で 9 条アリタのコストの三番についてのみ書かれてもこれ今、
0:20:20	一般としまして、ただ今回追加で説明していただいたので 30 に
0:20:30	はい。
0:20:31	現場の保安規定で出していただけるリバイス版が欲しかったっていうだけではなくて、その段階体制を段階的に竣工で漏れなく、ちゃんと保安規定に反映されてるのは、そこは慎重管理ができるのかっていうそういう観点で見えておまして、
0:20:48	その観点っていうのが幾つかあると思うんですけどその一つとしても今回補足説明資料 3 バーがあると思うんですけど、これは今事業許可規則の反映ができてるかという整備でも本当それについては今後の補足説明資料三番を
0:21:06	今後申請ごとにリバースしていただければ漏れがないかチェックできる。
0:21:11	他方で今回はこの表に表れてこないような進捗っていうのがあって具体的には撤去設備の反映ところなんだろうけど。



0:21:24	これについては、
0:21:27	はい。
0:21:29	MNFのオオムタです、ここ参考の説明のところはですね、加工事業許可に書いてあるところ案件についてですね段階で、
0:21:41	続きますという資料になっております。
0:21:45	今アリタとおっしゃった通りですね。設工認でなんか出てくるものについてはですね、今後、今日ですね保安規定のほうに反映する予定にしております。以上です。はい。はい、生協アリタです。
0:22:01	山既設工認を踏まえた進捗がま都度反映しております。今後の予定ということですけど。
0:22:07	で、今回は
0:22:12	市審査会合資料、
0:22:15	もう
0:22:16	3 ページですかねそこ魅力に記述工認の設計の設。
0:22:20	設備撤去反映したって話で、
0:22:23	これを踏まえてちょっと1 設工認をちょっと私のほうでちょっとこれは見てみたんですが、1 次設工認でそのシステムができて海側には例えば結露適地の審議とか、あと建物の撤去と新設もあんとストアって、
0:22:40	当然それらの中には規定に反映済みのもの反映すべき必要のないものっていうのがあると思うんですけども、低温、
0:22:49	今般は、
0:22:52	そういう観点で見た1 次設工認によって全部反映されるという。
0:22:57	異なる
0:23:02	MNFのオオムタです。結構人のその他の案件についてはですね、先ほど鉄製建物の撤去等の日程はですね、いわゆる設工認の性能検査、最後に行われると思うんですけども、製造時に合わせてですね、すべて
0:23:22	決定したいというふうに考えております。以上です。
0:23:28	数値を歩いたんです。
0:23:30	また建物については従前分も考慮は是正の検査段階に終わるということでその断該当する、それは承知いたします。
0:23:40	ちょっと具体的に細かい話になっちゃうんについて
0:23:50	例えば今回の保安規定の変更で決定をした中で、
0:23:57	それでフードボックスを撤去していると思うんですよ。25%。
0:24:02	これ一次設工認の約束とフードボックス周りの設備、
0:24:10	結局、最初の 10m3 程度あって、

0:24:13	これは果たしてどれのまた努力の不足が 5 番です。
0:24:17	どんなことがどういう繋がりがよくわからない。わかりました。
0:24:27	MNFのオオムタです。
0:24:30	えっとですね。フードボックスについてはですね鉄工認では前属すという言い方になっております。これまだちょっと別に保安規定等時工認の名称が一部違うものがございましたので、そういったものの案件につきましてはですねこちらはあの性能検査のときに、すべて層に 5 回目。
0:24:50	関わるものにつきましてはですね、本店のほうも、工認の名称に合わせてですね、詰めて変更申請させていただきたいというふうに考えてございます。規制庁フードボックスについては何か名前は 1 社思わせるということです。
0:25:08	理解いたしまして後のこのポンドあんまり持つ構内最後だけしますけど。
0:25:16	本会撤去する設備でまた図面の中から、
0:25:20	危険が消えているんで、設計でまして大体許可を設工認を出したってということで概ねいいと思うんですけど、ポンプ場組み立て工場を見ると、
0:25:32	組み立て工場できる施設工認の中でダンパの絵と、
0:25:36	電源両方オオムタで掃除機を使って撤去されて、
0:25:40	で、当然それも
0:25:43	新旧表見るとその撤去されてると思うんですけども何か。
0:25:48	申請書を含めた
0:25:52	49 ページですね、ここ見ると、
0:25:55	そもそも撤去された設備関係ないっていうのはっていう、
0:26:00	これはどこに継承、
0:26:10	。
0:26:14	MNFのオオムタですね一部 1.52 で書いたて説明の中でね劣化ウランの専用のものについてはですね、現状の保安規定に記載してないものがございまして、
0:26:29	いわゆる特に管理を要する設備等に該当しないものについてはですね、保安規定では、ここは設備が込み入ってこないというようなところになっております。
0:26:40	以上です。
0:26:45	規制庁アリタですと設工認の要するに設工認に出てくるかなという考えの資料でも規程に登場するわけじゃないということで今私が言ったもともと投入しないので健康にも反映されてないと。
0:26:59	理解をいたしましては、こういうふうに一次設工認のやつで見ただけでも、二つをつき合わせるとちょっとよくわかんないところが散見されてまして、

0:27:09	ちょっとこれで今回技術工認をちょっとしかないんで、これで逐一詰めていきま すけれども、今後でも割ってるわけなので当然 60 施設工事膨大な設備が全 部工事もあったりとか、相当その爆どの設備が変えなきゃいけないとか、廃炉 などこの条文に変えなきゃいけないとかっていうのが、
0:27:28	これをちょっと今後よくよくを整理していかないと保安規定のほうでこれだけた りということになるかと思うので、これについては、ちょっと
0:27:38	審査会合で指摘の話もちょうと含みもかなりありますけれども、今後、審査と いうことなのかと思います。
0:27:53	MNFオオムタです。今の意見承知いたしました。てっ工認で手付とか、もしく は改造したものについてですね、本規定のほうではどういったところで変更の 違いはないのかというのがわかるようなですね、表等はつけて今後説明した いと思います。以上です。
0:28:17	はい。
0:28:18	規制庁梁と実数
0:28:20	の段階的施行についての指摘を一昨年からは以上になります。
0:28:29	原子力規制庁ナガイ率、段階的に施行に関して、不明な点の確認を
0:28:38	ちょっと追加でします。
0:28:40	今アリタとのやりとりの中で、
0:28:47	どう結局設工認の設備のその検査は、
0:28:53	だものからの反映は最終的に性能検査、
0:28:58	オオムタ州両方
0:29:01	考えているということで、最後に勝つというふうに
0:29:06	説明があったと思うんですけど。
0:29:10	ちょっと今後の性能検査では実際に
0:29:14	まだ設工認が出てきていないんですけど。
0:29:18	もう
0:29:19	実際に継続使用しようとしているものとか、核的制限値が変更になって、
0:29:27	引き続き設備を使用するというようなものもある。
0:29:33	と思うんですけども、
0:29:35	そういうものについても、
0:29:38	最後マニーカード、いわゆる
0:29:42	適時に
0:29:44	基準といいますかね、それぞれの設備としての検査終了後に何か反映すると いうことは、
0:29:52	考えていないんでしょうか。

0:30:05	MFのオオムタです。
0:30:07	名等々についてはですね、第5のところで一括で変えようというふうには考えておりました。
0:30:15	ちょっと化学的制限というところは少し検討させていただきたいと思います。
0:30:23	モデル。
0:30:25	はい。原子力規制庁ナガイにつつ、一時先方にどのように、廃棄物の管理等にドラム廃棄物をドラム缶を入れるとかというのは的に
0:30:38	とか使用前に、6000の検査すべて検査終わってないですけど、使用するというので、必要な保安に関して、保安規定で反映してもらってるんですけど。
0:30:54	だからこそ、核燃料物質貯蔵している方々とか、まああの性能検査が終わってから貯蔵するというならまだそれはそういう方法もあると思いますけれども、耐震工事とか、いろんな機能核的制限値とか条件を変えて、
0:31:11	検査が終わったものについては、
0:31:15	どうぞ。
0:31:16	そういうものですね、併せて検討が必要ではないかと思いますが、教育局、これは事実確認っていうか不明な点の確認なんで、回動白手帳の時点では環境、
0:31:31	を求めるものでありませんけど、今後の面談で確認必要になると思いますので、
0:31:39	検討してください。
0:31:43	はい。
0:31:44	MNFオオムタれる御指摘どうもありがとうございます検討いたします。
0:31:51	いや、
0:31:55	この結果、
0:31:58	はい。
0:32:01	はい。
0:33:13	すいません規制庁アリタです。
0:33:16	さっきその設工認の設備は建物工事を
0:33:22	準じその保安規定に反映処分にあって、何かその整理はしなきゃいけないといけないなということだと思んですけど、輸送の御社は法で何かどういう形で、この漏れがないよう慎重管理してるのか。
0:33:38	教えていただきます。
0:33:42	はい。
0:34:01	メールフォームだです。結構2のほうにですね、保安規定に反映しますというような文章で書いてありますので、そういったものをすべてですね、拾い上げ

	てそれがですね、漏れなく保安規定に反映するかというのを確認していきたいというふうに考えております。
0:34:19	はい。
0:34:24	別途反映します。
0:34:32	すみません、經常アリタです。
0:34:35	いうふうなお話も設置工認申請書の中になればその保安規定の反映すべきものはもう
0:34:42	本件付議しまして時でそれをピックアップしているという。
0:34:46	そういった意味でよろしいですか。
0:34:50	。
0:34:52	MNFのオオムタです。そう通りデフ。
0:34:58	原子力規制庁ナガイ熱の設工認申請書には確かにはもともとソフト対応としての御説明としては規定で規定するっていうのは書いてあるんで、それは
0:35:14	その通りだと思うんですけど、今質問したのは、やっぱり検査は終了した貯蔵施設だとかの施設の核的制限値であるとか、もしくは使用しないんだけど、
0:35:30	いや、貯蔵施設のように、継続して使用する必要あるものの保安規定の変更の管理をどうするんですかっていう。
0:35:40	質問に対してはどのように、
0:35:43	考えでしょうか。
0:35:46	MNFのオオムタです。
0:35:49	今回のですね審査会合の資料の 8 ページを見ていただくと。
0:35:56	定員ですけども。
0:35:58	8 ページのところですね、2 番の緑化(1)のところ、規制基準対応工事期間における建物設備の使用及び検査の状態維持に関する事項の変更というのを記載しています。
0:36:13	これもともと前回ですね廃棄物管理棟だけを申請させていただいたんですね、° 性能検査を前までにましようしますよということで、第 67 条の 2 のところに入れさせていただいたんですけども。
0:36:28	これを今回ですね廃棄物管理棟以外の建物設備についてもですね。そういった性能検査前までにですね、使用するものについては、使用前検査に合格するまでまだ交渉前確認が終了するまでの間ですね。
0:36:46	その機能を維持する旨をですね、根拠の 67 条の 2 のところにですね記載することで、読めるようにしております。以上です。
0:37:01	はい、原子力規制庁名前です。今の御説明は 67 条の 2 ですか。がるんですけど、そうすると使用前検査の申請というか、設工認の認可で核的制限値を

0:37:19	変更したりじゃあるとか、貯蔵量を少なくしているような設備の保安規定の該当する条文とか別表はそのままにしておいて、この本文だけ変えるという。
0:37:36	ことを考えられていたんですか。
0:37:44	これ、
0:37:47	MFのオオムタです。先ほど御指摘あった通りですね、ちょっと社内で検討してどのタイミングで出すかという検討させていただきたいと思います。以上で原子力規制庁の永井です。まだ決まってないというところでの説明と理解しました。
0:38:08	どうぞ。
0:38:24	MNFオオムタれる、今の件の補足なんですけども、先ほどの第 67 条のところですね。読めるもので、そういった核的制限値の変更のないもの等についてはですね、この 67 条のところで使用するということになります。以上です。
0:38:43	はい、原子力規制庁長いですので私が聞いているのは、変更になるものをどうするんですかっていうところですので、もう全然、今回の新規制基準で
0:38:55	従来の核的制限値とかちよほど一切関係ないんだねこうする必要はないという
0:39:01	回答ならそれでわかるんですけど、そういう状況にはないと思うので質問してるんですけどいかがでしょうか。
0:39:09	MNFオオムタREF承知いたしました。
0:39:14	原子力規制庁ナガイ承知していただければいいんですけど、ですから、回答としてはまだ検討中のところで、今日は回答保留するという。
0:39:28	ことでよろしいですか。mlオーダーで不燃性等々入れというふうに今後出てくる検討したいと思います。よろしく申し上げます。以上です。
0:40:08	はい、原子力規制庁の永井です。そういうですねいろんな条件が変わるのでアリタの方から先ほど事実確認の中でやって、説明の中であったと思いますけれども、進捗管理の方法についてはですね。
0:40:26	検討していただいてまたあわせて、そのサービスの中で化学的制限値の話だとかもあわせて、
0:40:35	配当してください。
0:40:37	どうぞ。
0:40:41	これ、
0:40:45	MNFネット了解しましたありがとうございます。
0:42:37	はい、原子力規制庁ナガイですねちょっと次の同確認に行きますけれども、
0:42:47	前回の説明進出ヒアリングでですね、品質マネジメントシステムについては確認して、
0:42:59	今けれども、

0:43:02	その中でいろいろ確認ができていない事項は確認をお伝えしたりしてますけれども、何かその後ですね、皆さんのほうでやや実は申請書に書いてあるの説明。
0:43:18	損ねたとかそういうあれば、
0:43:20	あとはその後のその検討状況等ですね、Cというあれば説明していただけますでしょうか。
0:43:40	MNFのオオムタてる。
0:43:43	前回の面談でですね、御指摘いただいた品管規則の所則に記載してる内容の反映をですね、どうするかということを今検討しているところでございますので、今、実際ですね、民間規格の
0:44:02	班員については、
0:44:04	保安規定の
0:44:11	第4条のところですね、内容のところ、保安品質マネジメントシステムを持って来っていうのがございまして、こちらにですね、当社の場合は、核燃料物資の確保事業の許可とそれから品管規則等でですね。
0:44:27	議員間規則の解釈を踏まえてinch3日の台風警備来ることによって、原子力安全を確保することを目的とするというふうに期待してございますが、実際はですね、現行では保安規定のほうには品管規則の内容と、
0:44:44	それから、解釈に書いてある何々を含むと言ったんですね、内容については入れているというところ。それからRayleighだとか、1回ですね、例えば何々を何々というふうに解釈で書いてある部分については否定と当社の品質マニュアルのほうに落としていると。
0:45:04	いう状況でございますんで、この前のご指摘いただいたところですね、それらについての保安規定のほうにどのように反映するかというのが少し今悩んでいるところなんですけども、そこら辺ちょっとですね、5考えがあったら
0:45:22	今、御客に対するというところでございます。以上です。
0:45:29	はい、原子力規制庁の永井です。我々のほうは何か考える提示するというのは皆さんがどういう考えで、保安規定の変更認可申請をしているかというところを聞いてますので、我々の審査の観点は明確で、
0:45:46	今の1号審査っていうのがPHITSマネジメントシステムは許可の要件の届け出とそれからあと日英審査基準ですね、-1号、
0:46:00	の加工規則の8条1項の2号のマネジメントシステムのところで記載しているんですけど1ポツで期待してるんですけども、やはり品質管理体制の体制の基準に関する規則の

0:46:16	解釈を踏まえて定められていることについて確認しているの、後で解釈には説明あったように例示についてすべからく全部という全部保安規定の本文にということでないならば、
0:46:32	何かその二次文書以下で規定すべき内容どう書いてるかっていうのを説明を
0:46:40	求めているところですので、
0:46:44	それに関して、
0:46:49	申請書なり面談でこの参考資料の中である中で、
0:46:59	それに対する
0:47:01	皆さんの対応を記載していただければと思います。そういう意味で不明な点を
0:47:08	確認しているところです。
0:47:17	これ、
0:47:18	MNFのオオムタで不承知いたしましたどうもありがとうございます。
0:47:23	5、
0:47:54	原子力規制庁ナガイでつつ、同じくですね、同じ出ますか。ちょっとそっから先は今回新たに事実確認をする事項になりますので、
0:48:09	ほかいいですね、崩壊熱出ますか 4月1日の改正前特性法の22年度以降でいわゆる括弧本線の認可基準として加工事業許可を受けたところによるというところ。
0:48:24	両条文が追加になってますんで、いわゆる6月までに提出していただいた品質管理に関する届け出に事項は、今回あの資料も出てますので、
0:48:39	今もうすでにさっき確認してるところなんですが、
0:48:48	それに加えてですね、今回の設工認申請書の変更に係る内容が事業許可カ一のいわゆる新規制基準の許可、
0:49:02	を踏まえた内容になっているかという点についてもですね、説明をしてくださいということにさせていただく必要がありますのでこれは三菱原子燃料だけではなくて、
0:49:20	いわゆる核燃料施設全般で先行する、日本原燃の
0:49:28	審査会合であるとか、ヒアリングの中でもう提出していただけてますので、と同じようにですね、作成の準備を発生して
0:49:43	ください。
0:49:44	具体的にはですね8月17日のホームページで
0:49:51	国会もされていますので、あとご確認いただいて準備した上でですね、確認していただきたいと思いますので、一言で言うと、今回建設工認申請書の



0:50:05	一つかもしれないけど、申請書で新旧対比が生まれて、改正後の情報っていうのは、許可と、そこがないですよという確認をしていただいて、それを説明する資料になりますので、
0:50:24	そう。
0:50:27	でき次第ですね。面談もまた審査会合とはまた別途、設置許可、
0:50:33	引き続きやっていきますので、準備をしておいてください。
0:50:42	MNFコマタです。了解しました。
0:50:52	顔があります。
0:52:21	すいません規制庁アリタです。
0:52:24	こちらからの質問は以上になりますんで、ほかに何かございますでしょうか。
0:52:35	ここ。
0:52:36	MNFコマタです。
0:52:39	メール等で説明しましたが、審査会合に向けてなんですけれども、
0:52:47	特に資料のリバイスは必要ないということよろしいのでしょうか。
0:52:56	ここに規制庁アリタですがそこに遂行求める資料っていうのも、
0:53:01	ございません。
0:53:03	年間原子力規制庁の永井です。ちょっとある粉末が今日説明いただいた中で保全区域の説明が今今後面談の中で具体的な
0:53:19	施設については確認していると思いますけれども、我々のほうからも当然のことを説明を求めますので、
0:53:27	資料の中で今説明いただいた内容はちょっと後でも結構ですけど、資料皆さんの考えを追加していただければよろしいかと思います。
0:53:41	中身をどうしろとか、ここをこういうふうに記載してくれということではなくて、皆さんがこういうふうな考え方で申請しましたという、もうすでに申請書は8月に出ていますので、その申請にあたっての皆さんの
0:53:57	考え方をまず説明していただくところから審査会合スタッフと思いますので、そういう意味で、資料、
0:54:07	保全区域については、資料を追加。
0:54:10	はい。
0:54:11	あと段階的施行についても、
0:54:16	最後になってるんでここをされ、
0:54:21	最後自助、1112で見えますので、この中で、ただこれも中身ではないんですけど、コメントしようと思ってたんですが、前回と次回はあるんだけど今回どうするのってただ結局ないっていう答えで書いてないんですね。
0:54:40	よろしいですか。

0:54:44	今回のMNFコマタです。
0:54:51	それではですね保全区域の件も含めて修正してでき次第送付させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
0:55:05	窮境アリタです。
0:55:07	あとちょっと
0:55:09	主な論点ですけど
0:55:11	補足説明資料一番の 26 ページでございます。
0:55:21	その下から 2 番目が発行なんですけど。
0:56:06	あその備考欄の下から 2 番目ですけれども、
0:56:13	はい。
0:56:21	これでしょ。
0:56:27	26 ページですね。
0:56:36	それに回せるものすみません。
0:56:42	すいませんだ数字でしたこちらのほう修正させていただきますと、同じように 13 ページの
0:56:51	真のところが、これもなんかを記載が競合してるんで。
0:57:01	何かそういうのが一応あるんで、ちょっと部長がね。
0:57:06	審査会合までに移って直しというふうなことで、
0:57:16	23 ページの一番上の箱の指針のところですよ。
0:57:57	すいません規制庁アリタです。まず今は 2 ヶ所ほど 50。
0:58:02	こちらはつきりしたんでは一応、
0:58:06	本番まで 2 回まちを確認して修正するようにお願いします。
0:58:10	はい。
0:58:13	どうぞ。
0:58:15	MNFコマタ別の申し訳ございませんでした再度確認して修正版のほう提出させていただきます。
0:58:32	こちらのほうは溶断でそろそろ終わるかと思いますが最後なんかもございませうでしょうか。
0:58:48	なお、
0:58:50	もう少し、どうい
0:58:53	はいMNFコマタの図でこちらからは特にございませぬので以上で、
0:59:01	結構です。はい、議長アリタです。それではこれで終わりたいと思います。ありがとうございます。